

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月十三日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十二条 (略)	第十二条 (略)
第十三条・第十三条の二 (略)	第十三条 削除
第十三条の三 (児童対象性暴力等の防止) 第十三条の三 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五條第七項において準用する法第二十一條の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二條第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係	第十三条の二・第十三条の三 (略)

る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	
--	--

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（管理運営等） 第十一条（略） 一―十四（略） 十五 認定こども園の設置者が、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。	（管理運営等） 第十一条（略） 一―十四（略）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
 保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第九条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童	第九条 削除

対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	
---	--

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第四十三条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第五十一条 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十条、第三十一条並びに第四十三条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用） 第七十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十七条までの規定は、指定放課後等デイ	第四十三条 削除 （準用） 第五十一条 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十条並びに第三十一条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用） 第七十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十二条まで、第四十四条から第四十七条

サービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十五条第六号」とあるのは「いう。第七十条において準用する第三十五条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第六十九条第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十二條まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十七條の四まで、第六十四条及び第六十九条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六条の二、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第三十九条から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項を除く。）、第二十六条の三、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九

までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十五条第六号」とあるのは「いう。第七十条において準用する第三十五条第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十九条」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第六十九条第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十二條まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十二條まで、第四十四條から第四十六条まで、第四十七條から第四十七條の四まで、第六十四条及び第六十九条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六条の二、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第三十九条から第四十二條まで及び第四十四條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項を除く。）、第二十六条の三、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九

条、第四十一条から第四十七条まで、第七十三條の六及び第七十三條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六條第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と読み替えるものとする。	条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三條の六及び第七十三條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六條第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と読み替えるものとする。
--	---

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正） 第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第四十条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令		第四十条 削除

和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。